「インフルエンザ出席停止期間の基準」について

視覚支援学校　保健室

学校保健安全法施行規則で、インフルエンザの出席停止期間の基準は、

「『発症したあと５日を経過』し、かつ、『解熱したあと２日（幼児にあっては３日）を経過』するまで」となっています。つまり、**発症した日・解熱した日は０日**で、**その後５日・２日（３日）を経過**しないと登校できないということです。

発症した日から数えると、**６日間の出席停止が必要**ということになります。その後は、**解熱した日によって出席停止日が延期**されていきます。

「発症した日」は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（３８度程度の発熱等の症状）が始まった日をいいます。そのため病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。

出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。また、「熱が下がり元気だから」と早く登校してもお帰りいただくことになりますので、登校基準はきちんと守りましょう。

		発症日（0日目）	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能